滋賀・宮町（みやまち）遺跡

1　所在地　滋賀県甲賀郡信楽町大字宮町

2　調査期間　一　第二二次調査　一九九七年（平9）五月～一九九八年三月

二　第二三次調査　一九九八年六月～一一月

3　発掘機関　信楽町教育委員会

4　調査担当者　鈴木良章・高橋加奈子

5　遺跡の種類　宮跡

6　遺跡の年代　八世紀中頃

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

（水　口）

今回報告する二つの調査地点は、何れも紫香楽宮の推定地である宮町遺跡の西南部にあたる。本誌第二一号で報告した第二〇次調査より、水田一枚分北側で第二二次調査を、更に一枚分北よりで第二三次調査を行なった。

両調査において、北から南流してくる西大溝SD二二一一三（幅約一二m深さ約一・五m）が、北東方向から西流してくる馬門川の旧流路SD二二一一二（幅約五m以上、深さ約一m）と合流し、第二〇次調査で検出した大溝SD二〇一〇一（幅一一・六～二三・三m以上、深さ一m）になることが判明した。SD二二一一三は、宮町遺跡の西部を区画する大溝と推定されるが、その西側にも整地層があることから、遺跡の範囲は、大溝の西側にも広がると考えられる。

SD二二一一三の黒褐色系粘質土層からは、多様な遺物と共に、第二二次調査で木簡五点・削屑約一一〇点、第二三次調査で木簡三七点・削屑三〇〇点以上が出土している。黒褐色系粘質土層は三層に分かれているが、遺物等から、年代差はほとんどないと考えられる（上層と中層から出土した二片の木簡が、接続した事例あり）。それに対して、SD二二一一二からは、木簡が一点、削屑が二二点出土しているだけである。

8　木簡の釈文・内容

一　第二二次調査

SD二二一一三

(1)

・一石四斗四升□之中〔×二〕〔×四ヵ〕

・人々借用三石二斗六升」

・□□升　□六升　」

(219)×51×6　019

(2) □五斗　(30)×(15)×5　081

(3) □□
□百
□　(25)×(140)×4　081

(4) □□□八日少□　091

(5) 奈邇波ツ尓　091

(6) □□□夜古　(5)(6)八同一部材)　091

二　第二三次調査

SD二二一三

(1) ・「牒　仕司務所　廝四人　凡海麻呂
宇治マ廣瀬
勝稲麻呂　右人等令荷持且　」
・「令参□請依歴名検領　四月□六日□□□　」　301×(25)×4　081

(2) 「ヽ尾張国春□〔部カ〕」　(86)×25×5　039

(3) ・「ヽ美濃国武義郡楫可郷庸米□斗」
・「ヽ　天平十五年十一月　」　176×20×3　032

(4) 「ヽ　隠伎国都麻郷鴨マ久々多利ヽ
調腊一斗天平十五年　」　124×31×6　031

(5) 「ヽ□□郡　(37)×(11)×4　039

(6) 紺□県主□　(71)×(15)×1　081

(7) ・「磯マ九
・「　□□　(49)×21×4　019

(8) 「上鯖」　166×23×2　051

(9) 「ヽ奈」　29×13×3　032

(10) 「六」　28×(16)×2　081

(11) ・「○中」
・「○衛」　31×17×3　021

(12) 「謹解　土師□　091

(13) □赤麻呂　(12)(13)八同一部材)　091

(14) 刑部□〔多カ〕麻呂解　請月借　091

(15) □□参上時□　091

(16) 十四日分　十五日分
□　091

(17) □作国真嶋郡　091
(18) 「若　091
(19) 方郡　091
(20) 郡　(18)(19)(20)ハ同一部材)　091
(21) □郡〔柏カ〕□野　091
(22) 「三…郡□　091
(23) 勝部子□　091
(24) 阿倍　091
(25) 木真人　091
(26) 堅魚　091
(27) □蓮花□　091

以下、主要な木簡について、内容毎にまとめて報告していく。

先ず、文書・記録簡の中で注目される一(1)と二(1)(14)を取り上げる。

一(1)は、全体の墨痕は薄くなっているが、「人々借用三石二斗六升」の部分は、墨の残りが良く、肉眼で確認できる。「二斗六升」は、当初、「一斗四升」と記してあったのを、重書で訂正している。内訳を示す「人々借用」分が「三石二斗六升」なので、全体が「一石四斗四升」とは考え難く、「一石」の上の数字が、欠損により失われていると推定される。また、裏面の二文字めは、「六」か「七」の可能性がある。

二(1)は、左・右辺が割れており、「廝四人」の右半が欠損している。「廝四人」とありながら、三人しか列記されていないので、「凡海麻呂」の右側に、もう一人の名前が記されていたと考えられる。但し、墨痕の残りや字配りなどから、欠損部分は僅かと思われる。この木簡は、某部署から「仕司務所」に対して、廝四人に荷物を持たせて参向させるので、歴名により検領することを請うたものである。「仕司務所」とは、仕丁のことを掌る部署のことであろうか。

二(14)は、二片が接続し、左辺は原形をとどめている。「銭」の字は残っていないが、解の書式で「月借」とあるので、これは、月借銭解の削屑と考えられる。月借銭解は、『正倉院文書』の中に、宝亀年間を中心とする史料が残っており、平城宮跡からは、木簡(『平城宮木簡一』第七〇号木簡)も出土している。月借銭は、銭出挙とも呼ばれ、各部署が、下級官人などに対して銭貨を貸し与えるものである。その起源は不明だが、画期として「以下始営二紫香楽宮一。百官未レ成。司別給二公廨銭惣一千貫一。交関取レ息。永充二公用一。」(『続日本紀』天平一六年〔七四四〕四月丙辰条)の記事が注目される。二(14)は、この政策に基づいて実施された月借銭の可能性があり、紫

香楽宮の造営過程と銭出挙の運用を考えていく上で、貴重な史料である。当遺跡では、これまでにも「七文」「右得先日申状俤件銭」（本誌第二一号）や「鋳銭」（本誌第一八号）といった銭貨に関係する木簡や削屑が出土している。

次に、国郡名の記載が見られる二(2)～(5)・(18)～(21)について述べる。

二(2)(5)の下端は欠損しているが、上端に切り込みがあり、付札と考えられる。二(2)は、出土層位の異なる二点が接続した。尾張国春部郡からの荷札である。二(5)は、上端が生きているので、郡名から書きはじめた荷札と想定される。左辺が割れているために、文字の右半しか残っておらず、郡名はわからない。

二(3)は、二片が接続し、庸米の荷札である。「□斗」の「□」は、墨痕からは、「五」と「三」の可能性がある。どちらかといえば「五」の可能性が高いが、裏面の「五」とは、やや運筆を異にしており、断定はできない。

二(4)は、郡名が省略されているが、隠岐国隠地郡都麻郷からの調の荷札である。一般的な隠岐国の荷札よりは短めであり、片面全体に墨書されている。「某国某郷（里）」の記載様式をとる荷札は、他に事例がなく、単なる記載漏れなのかどうか、その事情は不明である。

二(18)～(20)は、木質や墨痕より、同一木簡の削屑である。「若」と書かれた(18)の上端が原形をとどめ、(19)に「方郡」と見えることから、「若狭国三方郡」という記載が想定される。しかし、(20)にも「郡」の字があるので、釈文を「若…方郡」とするには躊躇される。

二(21)の右辺は、原形をとどめている。播磨国宍粟郡に柏野郷があるが、一字目は、文字の下半しか残っておらず、郡名は不明である。

なお、一(2)は、四辺が欠損しており、現状では、国・郡名の記載は見られないが、上記の木簡と同様に、付札の一種と考えられる。一字目の「□」は、墨痕が若干確認される程度であり、「斗」は、左上の部分しか残っていない。これまでの調査で、五斗の庸・白米の荷札が、比較的まとまって出土（七点）しているので、この木簡も庸・白米の荷札であった可能性がある。

最後に、それ以外の木簡の中で注目される五点について述べたい。

一(5)(6)は、木質や墨痕より同一木簡の削屑と考えられる。(6)の下端は焼損している。これらは、万葉仮名手習いの手本とされた、『古今和歌集』序に見える難波津の歌（「難波津に咲くやこの花冬籠もり今は春べと咲くやこの花」）の一部である。(5)は、冒頭の「難波津に」に該当する。(6)の「□□□夜古」は、「□□□」が四文字分と推定されることや、(5)と(6)が直接つながらないことを勘案すれば、「今は春べと咲くやこの花」の傍点部分に該当すると考えられる。これまでに、平城宮（京）・長岡京などの宮都や、法隆寺・山田寺などの寺院、湯ノ部遺跡（本誌第一九号）・観音寺遺跡（本誌第二一号）などの地方遺跡から、難波津の歌を記した資料が発見されてい

る。

二(6)の左辺は割れているが、文字はほとんど欠損がない。「□」の墨痕は明瞭だが、何の文字かは不明である。紺口県主に関する史料は、『新撰姓氏録』河内国皇別に、「紺口県主　志紀県主同祖。神八井耳命之後也」と見えるのみである。また、紺口県については、仁徳朝の池溝開発記事、「掘二大溝於感玖一。乃引二石河水一。（中略）以墾之得二四万余頃之田一」（『日本書紀』仁徳天皇一四年是歳条）との関連が想定され、河内国石川郡紺口郷（大阪府南河内郡河南町）付近にあったと推定されている。

二(8)は、〇五一型式で物品名のみを記すものである。これまでの調査でも、「猪干宍」や「鶏煮物」と記された〇五一型式の木簡が出土している（本誌第一八号）。

二(11)は、四つの角に丸みをもたせて整形しており、上方の中央には、二～三㎜の孔があけられている。同様の形態をした木簡が、第二〇次調査でも出土しており、そこにも「中衛」と書かれていた（本誌第二一号）。〇二一型式で官名が記された木簡は、この二点以外に出土事例がない。

なお、木簡の釈読については、紫香楽宮跡調査委員会（木簡解読部会）での検討結果に基づいている。（岩宮隆司（大阪市立大学））

滋賀・大将軍遺跡（だいしょうぐん）

1　所在地　滋賀県草津市追分町

2　調査期間　第一次調査　一九九三年（平5）六月～一九九四年三月

3　発掘機関　草津市教育委員会

4　調査担当者　谷口智樹

5　遺跡の種類　官衙関連遺跡もしくは集落跡・古墳群

6　遺跡の年代　縄文時代後期～近世

7　遺跡及び木簡出土遺構の概要

大将軍遺跡は、草津市東部の標高一〇〇から一〇六m前後の、低丘陵部に位置する遺跡である。九三年度から九六年度の区画整理事業に伴う発掘調査で、一三〇棟以上の奈良時代中期（平城Ⅲ）～平安時代前半（一〇世紀中葉）を中心とした掘立柱建物群が検出された。その後の民間開発に伴う調査でも、

（京都東北部・京都東南部）